



令和8年度 松本市立安曇小中学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

「松本市立安曇小中学校いじめ防止基本方針」は国や県のいじめ防止対策推進の基本方針をふまえて、本校におけるいじめ問題に対する方針及び対策を示したものです。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく損なうだけでなく、児童生徒の尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害である。

いじめに対しては、本校でも起こり得ると考え、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えることを旨として、いじめの防止等に取り組むものとする。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条にあるように「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを絶対に許さず、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に全力で取り組み、児童生徒を守ります！

【未然防止の取組】

○いじめが起こらない学校づくり

・日常の3視点

あいさつ…コミュニケーション力の向上と習慣化

うたごえ…心を開き、心を合わせる

からだづくり…踏ん張る、耐える力

・教職員の共通理解と協力体制

・清らかな心を育む人権教育、道徳教育の推進

・助け合う仲間づくり…児童会、生徒会活動、小中合同行事、山三校合同行事

・探求的な学びと郷土愛の育成

…上高地学習、キャリア教育

○開かれた学校づくり…保護者や地域の方との連携

PTA 活動、参観日

○関係機関との連携…市教育委員会、警察署

【早期発見】

○支援体制の確立

スクールカウンセラーの活用（児童、生徒、保護者の相談可能）、教育相談週間中の個人面談（中）、年3回の相談（小）、相談週間前の生活アンケート（小）、生活実態調査（中）、いじめに関するアンケート

○外部の相談機関の紹介

「ひとりで悩まないで」「SOSミニレター」

【早期対応】

・正確な実態把握、児童生徒への指導、支援
…報告、連絡、相談と情報共有、記録を行いながら対応

継続的な保護者や関係機関との連携

安曇三ガク校の実践

安曇学校

個別支援を大切にし、学びによる達成感、実現感を得られる学校

安曇楽校

自尊感情、自己肯定感を高め、自信を持てる、学ぶ楽しさのある学校

安曇岳校

山岳観光地を活かした学習を展開し、地域を愛する児童生徒の育つ学校

家庭

「いじめ防止対策推進法 第九条」(保護者の責務)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【ご家庭へのお願い】

- ◆もしもお子さんの変化に気付いたり、不安があったりする場合は、すぐに学校に連絡ください。
- ◆「いじめ」は人として絶対に行ってはいけないという認識のもと、お子さんに寄り添い励ましの言葉などをかけていただきますようお願いいたします。
- ◆SNS機器の扱い方について各家庭内のルールをお子さんと再確認していただき、自分も相手も守ることのできる安心安全な使用ができますようお願いいたします。

【相談窓口】 校長室（校長：降旗 敏昭） ・ 保健室（沼尾陽奈） 安曇小中学校 Tel.94-2234

一人で抱え込まず、対処の方法を見つけてみませんか？

児童生徒の皆さん、悩みごとどうしていますか？



おとなだって、悩みますよね…。



息抜きや気晴らしもしにくい世の中ですね。

～相談機関の紹介～**学校はもちろんのこと、その他にも相談できる場所があります。**

松本市の相談先

市民生活総合相談窓口(市民相談課) 電話32-0001

一人ひとりに寄り添いながら、問題解決の方法を探すお手伝いをします。

心と体の健康	健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり課 電話：34-3217 ●各保健センター 西部 電話：92-8001 月曜日～金曜日 午前9時～正午（予約不要です）、 午後1時～5時（来所は予約が必要です）
	自殺予防専用相談	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分 いのちのきずな松本 電話：34-3600

長野県の相談先

子ども支援センター 大人用ダイヤル 026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10時00分～18時00分（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

学校生活に限らず、子どもが抱える様々な悩み、また保護者の抱える子育て等に関する悩みなど、子どもに関すること全般についての相談。

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会


人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番  **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。


学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権110番  **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン  **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。